

港長公示第1号

港則法第39条第1項の規定により、次のとおり船舶の航泊を禁止したから同条第2項の規定により、公示する。

令和7年9月6日

徳山下松港長



徳山下松港第1区周南市新宮町地先海域における航泊の禁止について

徳山下松港第1区周南市新宮町地先海域において、爆弾らしきものが発見されたことから、船舶の航泊を下記のとおり禁止する。(港長が許可した船舶を除く。)

記

1 期間

令和7年9月6日午後11時00分から当分の間

2 区域

次に掲げる地点から半径300メートルの円により囲まれる海域

地点：徳山下松港第1区周南市新宮町地先海域

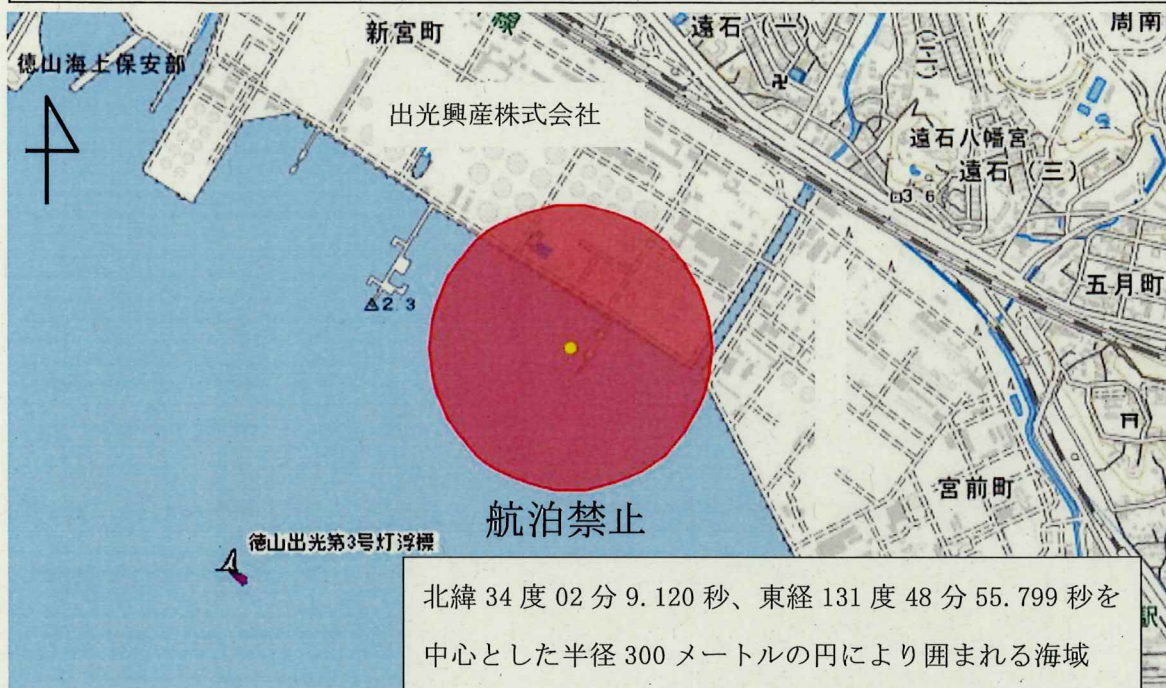
(北緯34度02分9.120秒、東経131度48分55.799秒)

(別図参照)

3 備考

なし

令和7年9月6日午後11時00分から当分の間



海洋状況表示システム (URL: <https://www.msil.go.jp/>) を加工して作成